

## 令和3年度 第1回大阪府成年後見制度利用促進研究会 議事概要

- ◇日時：令和3年9月16日（木） 午前10時から正午まで
- ◇場所：ホテルプリムローズ大阪4階 松寿の間
- ◇議題：『地域における公益的な取組』としての法人後見について

### 1. 法人後見支援事業事務手順書（案）について

（資料1「法人後見支援事業事務手順書（案）」について事務局より説明）

○本手順書は、市町村向け事務マニュアルとなる。

○特に、この中で受任調整に関する部分、「法人後見相当基準」と「候補者選定基準」についてご意見を頂きたい。

○「法人後見相当基準」

- ① 高額の資産を持っていないこと
- ② 法的な措置等、複雑な支援を要しないこと
- ③ 居所が定まっていること
- ④ 社会福祉法人の長所を活かした後見活動を必要としていること

「候補者選定基準」

- ① 後見活動が可能な状況にあるか
- ② 月に1回以上の訪問が可能な距離にあるか
- ③ 本人との間に利益相反の恐れが起り得ないか

<利益相反に関する基本的な考え方>

利益相反回避のため、以下は受任対象外とする

- 例1) 当該法人が運営する施設の入居者
- 例2) 当該法人の福祉サービスの利用者
- 例3) 当該法人と理事を同じくする法人の施設入居者及び福祉サービスの利用者

また、将来的な利益相反（当該法人の事業利用が考えられる被後見人等）も考慮する。

- 例4) 被後見人が認知症高齢者の場合、障がい者向け福祉サービス事業を展開する法人を優先的に検討する
- 例5) 被後見人が認知症高齢者で、候補者が老人福祉サービス提供法人の場合、被後見人の居住地が当該法人の事業活動エリア外となる場合、検討を行う

（構成員）

○P16「2. 受任調整」の（1）について、「市町村等が法人後見相当かどうか判断する」とあるが、法人後見相当かどうかは、受任調整会議の場で決めるべきものではないか。

（事務局）

○そのとおり。修正する。

(構成員)

○法人後見相当基準②・③に対する支援は、市民後見人や福祉関係者であれば日常的に行うことだが、基準として設けるのか。

(家庭裁判所)

○②などは割と包括的な表現になっているため、まずは市民後見人を検討すべしという点を、より分かりやすく示すことではどうか。

(事務局)

○読み手（市町村）に伝わるように、書きぶりを検討する。

(構成員)

○また、**P21** 市民後見人チェックリストは、市民後見人の養成に参画していない市町村にとっては、判断の大事なツールとなる。**4,5** などを中心に、現在の状況に応じたものになっているか、再度内容を確認してほしい。

(事務局)

○市町村とのイメージの共有については、市町村説明会の実施及び研修への出席を考えているが、その他どうか。

(構成員)

○家庭裁判所との事例検討会での事例を紹介してはどうか。

(構成員)

○本人の権利擁護という視点を忘れないためには、④法人の長所を活かして法人後見を選択するという点を明確にし、法人後見を選んだがために、ふいに来る重要な局面で、被後見人等が不利益を被ることが合ってはいけな。また、機械的に①～④に当てはまれば法人後見、というわけでもないという事は共有する必要がある。

(事務局)

○法人と専門職の連携、行政の関わりについては、今後も検討を行っていく。

(構成員)

○支援体制について、市民後見人養成支援を行っていない市町村には伝わりにくい。市民後見人養成参画市であれば、年度当初に専門職の専門相談員と市町村職員が顔合わせをし、意見交換等を行っている。行っていない市町村には、スキームのモデルのようなものをより具体的に示さなければ理解は難しいのではないか。

○また、当面大阪府が主体的に受任調整等に関わるとのことだが、どういう要件をクリアしたら市町村に移行するのか、その検証時期等はどのように考えるか。

(事務局)

○市町村説明会を、市民後見人養成参画市と非参画市で分けることも検討している。

(構成員)

○大阪府は中核機関の設置が進んでいない。総合的なイメージが描けるスキームでないと、事業単体の最低限の事は出来るかもしれないが、中核機関が設立されて機能していくことには結びつ

かない。そこは大阪府の役割ではないか。

(構成員)

○例えば、今の話で言えば、中核機関の必要性等のイメージが沸かない市町村に対して、支援機能では「定期的に異動のある市町村担当者では難しいため」、マッチング機能では「その事案について本人のために誰が後見人になるのが一番いいのかを検討するため」、中核機関を整備する必要がある等、示せるのではないか。

(事務局)

○あらゆる機会を通じて、中核機関設置の必要性について説明をしていく。

(事務局)

○候補者選定基準③利益相反について、家庭裁判所で選任される場合、現状、法人後見において利益相反はどの程度の基準を勘案しているか。

(家庭裁判所)

○上記「<利益相反に関する基本的な考え方>」は、法律上の利益相反行為の該当性やその効力の有無に直結するものではなく、裁判所が後見人等候補者を選任するか否かを判断する際の一つの考慮要素に過ぎない。もちろん、重要な考慮要素ではあるものの、後見人等を選任する際には、あくまでも個別事案における個別事象を踏まえた上で、認定判断が行われる。つまり、この「基本的な考え方」は裁判官の判断を拘束するものではないといえ、厳密なルール化にはなじまないところがある。

○裁判所の判断構造を踏まえると、利益相反回避のためとはいえ、多くの考慮要素を精密にカタログ化する必要まではないだろう。裁判所から後見人としての適格性を疑問視されるかもしれない事情の例示として、例1～3までを挙げておき、市町村へのメッセージとすれば足りるのではないか。

(構成員)

○気が付いたら当該法人の利用者になっていた、というようなことを許さない風土を維持することが大事。介護ビジネスではなく、社会福祉法人の使命の一つとして地域福祉に取り組んでいくことを、大阪府がしっかりと発信する。

(事務局)

○例1～3についてはそのまま問題ないか。

(構成員)

○事例として、ある市社協の法人後見の事例検討を行う際に、若い障害のある方で、その市社協の運営するGHに入所されていたが、それまでの経緯やご本人と親族の希望から、市社協を候補者としたことがあった。もちろん、利益相反は認められないが、非常に悩ましいと感じている。

(構成員)

○色々な考え方があると思うが、100件あって1件あるかないかという話で、それを前面に出すかどうか、大阪府として何を譲って何を譲らないのかということは、決めておかなければいけない。

(構成員)

○法人後見と一口で言っても、社協と社会福祉法人の法人後見では、またそれは異なるもの。対

象外とし、運用の中で検討していったらどうか。

(事務局)

○例 1 ～ 3 までの記載とさせていただく。

(事業所)

○事業活動エリアに関する考え方について、ご意見をいただきたい。

(家庭裁判所)

○基本思想として本人の居所が法人の活動範囲から遠ければ遠いほど、また法人の得意分野から外れていればいるほど、利益相反の可能性は相対的に小さくなる。その反面、活動能力も小さくなり、ポテンシャルを発揮しにくくなる。そもそも背反的なことを言っているということなので、バランスを取っていかなければならない。

(構成員)

○法人の管轄されているエリアでなければ、法人後見のメリットが薄れてしまう。既に別法人が支援体制を組んでいれば、受任は可能ではないか。ケースにより判断することで、最初から排除するものではないと思う。

(構成員)

○サービスを使いたいのにな、使えなくなることを避けるという趣旨。

## 2. 受任調整会議資料一式について

(資料 2「受任調整会議資料一式」について事務局より説明)

(構成員)

○本人情報シート、法人内の法人後見実施体制、専門職員の予定者を追加してはどうか。

○専門相談員との意識合わせが必要。

(構成員)

○資料 1 の **P16** に、法人の居住地を活動エリアとしている法人全てに意向確認を行うことを明記した方がよい。

(事務局)

○利益相反について、理事の兼務は除外するが、評議員の兼務についてはどうか。

(構成員)

○また事例が出たときに、ケースに応じて検討する。

(事務局)

○台帳の様式については、まずはこの形でマニュアルに落とし、今後修正していく。